

第12回 京都府後期高齢者医療協議会 会議録

(日 時) 平成26年12月18日(木) 午後3時～午後4時30分
(場 所) ホテルセントノーム京都 平安の間

(出席者) ○京都府後期高齢者医療協議会委員(50音順)
今中会長、上田委員、高村委員、高本委員、中島委員、廣田委員
安岡委員、山上委員、安原京都府健康福祉部医療企画課副課長(上
條委員代理)
(欠席:黒川副会長、内田委員、宇野委員)

○京都府後期高齢者医療広域連合
栗山広域連合長、岡嶋副広域連合長、中見会計管理者、藤田事務局次
長、前田業務課長、上野総務課担当課長、四方業務課担当課長ほか事
務局員

1 開会

栗山広域連合長挨拶

2 議事

(1) 後期高齢者医療制度の運営状況について

(資料1～5ページ)

決算収支の状況、被保険者数・医療費・保険料の推移、給付の適正化の取
組及び健康診査受診率の推移等の制度の運営状況について、事務局から説明。

保険料について

(委員)

均等割額と所得割率が前回から上がっているのに、1人当たり保険料が下
がっているのはなぜか。

(事務局)

国が政令で定める2割と5割軽減の対象範囲が拡充されたため、軽減適用
される対象者が増加したためである。

給付適正化の取組について

(委員)

一部負担金の負担割合が変わったときの差額の返還金についてであるが、医療機関は窓口で被保険者証によって負担割合を確認しており、被保険者証の交付や回収はどのようなタイミングで行われているのか。

(事務局)

有効期間の残っている証について負担割合の変更があった場合はもちろん新しい証を交付しているが、例えば、年金を遡って受けとるとか、過年度の税の修正申告が行われるなど、所得が遡って更正される場合がある。このような場合、証の交付や回収の問題ではなく、また医療機関に瑕疵もない。負担割合は前年の所得によって決まる。

(委員)

後発医薬品のPRはしているか。

(事務局)

年に3回、後発医薬品利用差額通知を送付しており、今年度からは後発医薬品利用希望を伝えるカードを同封している。また、保険証更新の際にも同じカードを同封しており、周知に努めている。

(委員)

鍼灸・マッサージ等療養費の支給申請の適正化について、3,500件の患者照会に対して施術師への返戻800件と、返戻率が非常に高い。8万件審査して疑義のある3,500件について患者照会しているということか。金額はどれくらいか。

(事務局)

返戻金額は約2,200万円である。

(委員)

柔道整復療養費の適正化は怎么样了。また、療養費医療費通知に対して被保険者からどのような反応があるか。

(事務局)

柔道整復療養費の審査及び支払は国保連に委託している。

療養費医療費通知については、日数が実際と違うとか、施術所に行っていないなどの反応がある。柔道整復については厚生局並びに都道府県が調査、指導・監査を行っているので、京都府に情報提供している。

(委員)

第三者求償について、交通事故の情報提供を警察から事前に受けることができれば被保険者への照会等の手間も省けるのでは。

(事務局)

個人情報の問題もあり、また事故情報を保険者に対して警察が提供するの

は難しいと思う。

(委員)

返還金について、医療機関で毎月保険証をチェックしているのに、なぜ発生するのか。

(事務局)

負担割合は前年の所得によって決まるが、過去の所得が遡って更正された場合に、負担割合が変わるため、発生する。

(委員)

柔道整復療養費について、保険適用は外傷性のものに限られるのに、そうでないものでも保険適用されると誤って認識される場合がある。柔道整復を利用する被保険者自身が正しい認識を持つことも大事。

(事務局)

保険証送付時にパンフレットを同封し、その中で啓発を行っている。できる限り啓発していきたい。

(2) 保険者機能向上の取組について

(資料6～8ページ)

保健事業実施計画(データヘルス計画)、国保データベースの活用、歯科健診、京都府との連携強化について、事務局から説明。

歯科健診について

(委員)

歯科健診について、しっかり噛めている方ほど認知症になりにくいといったことや、口腔ケアをすることで入院日数が減るといったことがある。広域連合でも取り組んでほしい。

国保データベースの活用について

(委員)

国保データベースの活用について、広域連合のデータが入れば国保関係のすべてのデータが蓄積できる。国がデータヘルス計画を含めて、客観的な数値からの健康増進策を進めているので、ぜひ広域連合でも進めてもらいたい。

京都府との連携強化について

(委員)

平成26年8月8日に、副知事と府内の全副市町村長による高齢者医療に係る懇談会において、京都府と広域連合の連携強化の今後どうしていくかについて、意見まとめで報告し、意見まとめのおりの方向で取組を進めるこ

とが確認されたので、今後広域連合とともに連携強化に向けて、連携しながら取組を進めていきたい。

(委員)

京都府との連携強化について、広域連合と市町村が分担して業務を行っているところに、新たに京都府が入ることで、体制が複雑化して相談窓口等が被保険者にわかりにくくなってしまわないようにしてほしい。

(事務局)

現在、主に窓口業務を市町村が、主に財政や給付業務を広域連合が行っている。京都府副知事が副広域連合長になることで、その体制が一変するわけではない。全体として、京都府が補完できるところ、例えば保健事業などで協力し得るかたちを考えている。

データヘルス計画について

(委員)

データヘルス計画について、広域連合はどういったことに取り組むのか。

(事務局)

広域連合の特色として、実際に保健事業を実施しているのは市町村であり、そこに補助金を交付している。各市町村の状況に応じて、きめ細やかな保健事業をしていただいている状況である。計画の策定に当たって、今年の夏から秋にかけて、懇談会形式で市町村から聞き取りを行った。そこで出た課題や医療費を現在分析しているところである。

(3) 後期高齢者医療制度の動向について、(4)社会保障・税番号(マイナンバー)制度について

(資料9～14ページ)

後期高齢者医療制度の動向、社会保障審議会医療保険部会における議論、社会保障・税番号制度について、事務局から説明。

社保審について

(事務局)

社保審の議論とりまとめについては、年末の衆議院選挙の影響で延期となっている。

3 閉会

岡嶋副広域連合長挨拶